

脳卒中地域拠点医療機関の選定基準

1 脳卒中地域拠点医療機関（以下「拠点医療機関」という。）の果たすべき役割

二次保健医療圏等の地域単位（以下「地域」という。）で脳卒中診療の中心的医療機関として、24時間対応可能な総合的かつ専門的な診療体制を有するとともに、脳卒中の県内各地域における課題の解決のため、情報の拠点として、地域内の保健事業等への協力を行い、医療機関と緊密な連携、協力関係を有し、脳卒中診療に従事する医師等に対する研修や最新の医療情報の提供等により地域の脳卒中に対する取り組みを推進するものである。

2 拠点医療機関の指定

下記3の選定基準等を踏まえた各医療機関の申請に基づき、各地域1、2箇所程度を目安に拠点医療機関の指定を行う。

3 拠点医療機関の持つべき機能（選定基準等）

(1) 情報提供体制

- ① 総合的な脳卒中情報の収集提供に積極的に取り組むとともに、適宜、地域の医療機関に対し情報を提供すること。
 - ア 県で実施する脳卒中発症登録に脳卒中患者の情報を提供すること。
 - イ 院内脳卒中登録システムの確立に取り組むこと。
- ② 地域で行う保健活動等に対し、情報を提供するなど協力体制を有すること。
- ③ 県民に対し、脳卒中に関する予防情報・診療情報等をホームページ等を通じわかりやすく公開すること。
- ④ 地域の医療機関に対し、脳卒中診療に関する相談等に応じ必要な情報を提供すること。

(2) 研修体制

- ① 地域の脳卒中診療・予防活動に携わる医師・保健師等の保健医療従事者に対し、必要な研修の実施に積極的に取り組むこと。
- ② 院内の医療従事者に対し、能力向上のための研修の実施に積極的に取り組むこと。

(3) 情報提供および研修機能の基本となる診療体制

① 診療機能

- ア 脳卒中に対して、24時間対応可能な専門的診療体制を有すること。
- イ 脳卒中の急性期リハビリテーション機能を有すること。
- ウ 脳卒中に関して、他の医療機関との連携・協力関係を有すること。

② 診療従事者

脳卒中に関して、地域の保健医療機関からの相談に適切に対応可能な医師数が配置されていること。

〈対応可能な医師数〉とは、常勤換算で3名以上とする

③ 施設・設備等

- ア 100床以上の病床を有し、脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科いずれの診

療機能も有する病院であること。

イ 救急告示病院であること。

ウ 医療相談体制が整備されていること。

エ 脳血管撮影、CT、MRI等の画像診断装置などを有すること。

④ 脳卒中発症登録システム

ア 県で実施する脳卒中発症登録事業の登録実績が、前年度または前々年度のいずれかで200件以上であること。

イ 脳卒中に関して、治療実績（症例数等）や治療成績等についての院内登録システムが確立している、または数年以内に当該システムが確立する見込みが確実であること。

(4) その他

選定基準等に関するデータについてインターネット上のホームページ等を含む広報媒体等により公開可能であること。